

防運事第2320号
18.3.27
防運事第4150号
25.3.25
防官文(事)第18号
27.10.1
防防訓(事)第1460号
28.1.29
防防訓(事)第97号
30.3.27
防防訓(事)第103号
令和2年3月24日
防防訓(事)第210号
令和5年6月28日
最終改正 防防基(事)第213号
令和6年5月17日

施設等機関の長
各幕僚長 殿
防衛装備庁長官

事務次官

航空機の使用及び搭乗に関する訓令の運用について（通達）

航空機の使用及び搭乗に関する訓令の運用については、航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号）により行われているところであるが、このたび統合運用態勢への移行に伴い同訓令の一部改正が行われたので、今後の運用に当たっては、下記によってその適正化について遺漏のないよう措置されたい。

なお、昭和43年1月19日付防衛事務次官通達（航空機の使用及びとう乗に関する訓令の運用について）は、廃止する。

記

第1 用語等の解釈

- (1) 航空機の使用及び搭乗に関する訓令（以下この通達において「訓令」という。）第2条第5号の「一時使用」とは、同一自衛隊内において航空機使用者が他の航空部隊等に配置された航空機をある期間使用することをいう。また、航空機の管理部局である各幕僚監部、防衛大学校及び防衛装備庁間における他の管理部局に所属する航空機のある期間における使用は、返還条件付所属換等国有財産法関係の法令に規

- 定された手続を経たものも「一時使用」に含まれる。
- (2) 訓令第2条第5号の「航空機の整備等のための保管」とは、例えば航空機の整備を担当する部隊が航空機の運用を担当する部隊の要求により航空機の整備を行っている期間の状態をいう。また、「護衛艦等」とは、航空機の搭載が可能な護衛艦、補給艦及び輸送艦をいう。(以下、訓令第3条第1項、附則(第2項及び第4項)の「護衛艦等」についても同じ。)
 - (3) 訓令第2条第6号の「航空部隊等の長を指揮監督する部隊等の長」は、航空部隊等又はその一部を配属された部隊等の長を含む。
 - (4) 新たに調達される航空機が防衛省の国有財産となる以前における試験又は検査のための航行は、納入会社が使用者であると解し、第4条は適用しない。
 - (5) 航空機が航行されない場合、例えば広報のための航空機展示の際又は基地若しくは航空隊等において、部外者が機内に立ち入ることは第5条の対象とはならない。
 - (6) 訓令第6条及び第7条の場合において、航空機使用者の権限で搭乗させることができる場合の手続は、幕僚長又は防衛大学校等の長の定めるところによる。
 - (7) 訓令第6条及び第7条の場合において、「職務上搭乗する必要」の認定は、認定すべき航空機使用者又は依頼者の判断による。
 - (8) 訓令第7条第1項第5号の2の「自衛隊法第100条の5の規定により輸送する者」の搭乗に際しては、各個別に搭乗者の官職及び氏名を明示して一般命令をもって部隊等の長に当該搭乗者の輸送を命ずるものとし、発令後の搭乗者の変更については、重要又は異例に属するものを除き、統合幕僚長に指示させるものとする。
 - (9) 訓令第7条第1項第5号の3の「部外者」は、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第2条第2項により搭乗を依頼された者並びに防衛大臣が特に防衛省の業務に関連して搭乗を依頼した者等とし、搭乗に際しては、各個別に搭乗者の官職、氏名を明示して文書をもって幕僚長に通達することを常例とする。
 - (10) 訓令第7条第1項第6号の「特にその行動に関連し」とは、例えば災害派遣の際、派遣要請権者である知事、報道関係者等から災害の救援、復旧又はその報道取材のため航空機搭乗の緊急の要請を受けた場合において事情やむを得ないと認めたとときに、知事若しくはその指名する者又は報道関係者等を現に使用している航空機に搭乗させる場合又は、国際緊急援助隊の派遣の際、国会議員、報道関係者等からその視察、報道取材等のため航空機搭乗の緊急の要請を受けた場合において事情やむを得ないと認めたとときに、国会議員、報道関係者等を現に使用している航空機に搭乗させる場合をいう。
 - (11) 訓令第7条第1項第7号及び第8号の「救急患者、医師、付添人」は、隊員であると部外者であることを問わない。
 - (12) 訓令第7条第1項第10号の「緊急に行う必要があるそれらの整備等」とは、レーダーサイト、飛行場等において特に緊急に整備等を行う必要がある場合又は他の交通機関を利用しては行われ難い場合をいう。

第2 部外者の航空機乗承認基準の具体的事例

訓令第8条第1項(第4号及び第5号の場合を除く。)に規定する部外者の航空機搭乗に関する承認基準を具体的に例示すれば、別紙のとおりである。これを参考として部外者の航空機搭乗に関する申請及び進達が適正に行われるよう、下級の部隊

及び機関に周知徹底すること。

この承認基準の適用に関し、疑義のある場合は、その都度、口頭で防衛政策局運用基盤課長に照会すること。

第3 申請書の受理等における留意事項

訓令第10条第1項の規定に基づき、部外者から申請書を受理する場合及び部外者に搭乗を依頼する場合は、次の各号に留意すること。

- (1) 部外者から航空機搭乗の申請があった場合は、訓令第8条（承認の基準等）及び承認基準の具体的事例について検討の上、それらに合致しないものについては、当該申請を受理しないこと。
- (2) 未成年者の搭乗については、次に掲げる者の搭乗の場合は、それぞれ定めるところに従い、搭乗申請書进行处理するものとし、未成年者の搭乗申請書を受理するに当たっては、親権者の同意書を添付させること。
 - ア 学齢に達しない児童の搭乗申請書は受理しないこと。
 - イ 小学生の搭乗申請書は、体験搭乗の場合で、かつ、成年の保護者が同乗する場合に限り、受理すること。
 - ウ 中学生及び高校生の搭乗申請書は、体験搭乗の場合に限り受理すること。
 - エ ア、イ及びウにかかわらず、これらの者が殉職した遺族であって、当該隊員の慰霊祭等に参加する場合その他承認権者が、これらの者につき、必要やむを得ないと認める場合には、搭乗申請書を受理することができる。
- (3) 搭乗が決定される以前に、部外者に対して搭乗に関して約束しないこと。
- (4) 部外者から航空機搭乗の申請があった場合は、申請書の希望、航空機の使用状況、進達事務に要する期間等を考慮して、申請者と相談の上、搭乗予定日を決定すること。
- (5) 部外者に搭乗を依頼することは、当該部外者に搭乗を依頼しなければ自衛隊の業務が円滑に遂行できない特別の場合に限ること。
- (6) 申請者は、必ず訓令第10条第1項に定める者から提出させ、それ以外の者からの申請書は受理しないこと。
- (7) 搭乗機種については、定期便が運航されている区間の搭乗は、定期便を利用し、真にやむを得ない事情のある場合に限り特別便とすること。
- (8) 航空機の整備等の業務に従事する場合の者を除き、装備品の制式及び規格に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第27号）第6条の規定により部隊の使用に供せられることとなる以前の航空機には、部外者を搭乗させないこと。
- (9) 申請書が内部部局に提出されたときには、内部部局が当該申請書を承認権者に（承認権者が部隊等の長であるときは、幕僚長を経て承認権者に）送付するものとする。

第4 体験搭乗に係る申請書の受理

訓令第10条第3項又は第4項の規定に基づき部隊等の長が部外者から受理した申請書を承認権者に進達し、又は送付するに当たり、その搭乗が訓令第8条第1項第2号に該当する搭乗であって出発地と到着地を異にする場合には、当該部隊等の長は、受理した搭乗申請について当該搭乗に係る申請者の行動計画を記載し、搭乗の必要性について所見を付した体験搭乗事由書を作成し、申請書に添付するものと

する。

第5 他自衛隊に所属する航空機への搭乗申請書の送付手続

他自衛隊に所属する航空機への搭乗申請書を受理した場合に、当該申請書を訓令第10条第4項により承認権者に送付するには、次の各号に掲げる者（以下「経由者」という。）を経由するものとする。

- (1) 陸上自衛隊の部隊等の長が受理した場合には、陸上総隊司令官、方面総監その他の防衛大臣直轄の部隊等の長
 - (2) 海上自衛隊の部隊等の長が受理した場合には、地方総監、航空群司令、教育航空集団司令官（教育航空群司令及びその隷下の部隊の長が受理した場合を除く。）又は教育航空群司令
 - (3) 航空自衛隊の部隊等の長が受理した場合には、航空方面隊司令官（航空団司令及びその隷下の部隊の長が受理した場合を除く。）、航空団司令、航空教育集団司令官（航空団司令、飛行教育団司令及びそれらの隷下の部隊の長が受理した場合を除く。）、飛行教育団司令又は航空教育集団司令官以外の防衛大臣直轄の部隊等の長
 - (4) 地方協力本部長が受理した場合には方面総監
 - (5) 自衛隊体育学校長又は自衛隊中央病院長が受理した場合には陸上幕僚長
- 2 この場合、経由者は申請の妥当性について審査の上申請書を承認権者に送付するものとする。

第6 幕僚長の権限委任の準則

幕僚長が、訓令第8条第2項の規定により、部外者搭乗を承認する権限の一部をその指定する者に委任する場合には、次の各号に準拠して委任するものとする。

- (1) 国会議員又は関係中央官庁職員が職務上の必要から搭乗する場合、国際儀礼を行う場合、皇族又は政府高官の送迎を行う場合その他特殊異例な場合における部外者搭乗を承認する権限は、搭乗する航空機の所属のいかんにかかわらず、幕僚長に留保する。
- (2) 方面総監の所属航空機への部外者搭乗については、承認の権限を方面総監に委任するものとし、この場合において、方面総監は、師団長又は旅団長の所属航空機に係る承認の権限を師団長又は旅団長に更に委任することができる。ただし、体験搭乗については、幕僚長（方面総監から師団長又は旅団長に更に委任される場合にあっては、方面総監）が示す年間搭乗枠（年間においてそれぞれが承認し得る搭乗者数をいう。以下同じ。）の範囲内で行うことを条件として、承認の権限を委任するものとする。
- (3) 陸上総隊司令官の所属航空機への部外者搭乗については、承認の権限を陸上総隊司令官に委任するものとする。ただし、体験搭乗については、幕僚長が示す年間搭乗枠の範囲内で行うことを条件として、陸上総隊司令官は第1ヘリコプター団長に承認の権限を委任するものとする。
- (4) 第1ヘリコプター団長、陸上自衛隊航空学校長、航空群司令、第51航空隊司令、第61航空隊司令、第111航空隊司令、教育航空群司令、第211教育航空隊司令、航空総隊司令官、航空団司令、中部航空方面隊司令部支援飛行隊司令、警戒航空団司令、航空救難団司令、航空戦術教導団司令、航空支援集団司令官、輸送航空

隊司令、飛行点検隊司令、特別航空輸送隊司令、飛行教育団司令、飛行教育航空隊司令及び飛行開発実験団司令の所属航空機への部外者の体験搭乗については、幕僚長が示す年間搭乗枠の範囲内で行うことを条件として、承認の権限をそれらの者に委任する。

- (5) 第2号から前号まで以外の部外者の搭乗を承認する権限の委任については、防衛大臣の承認を得て幕僚長が定めるところによる。

第7 特別な部外者搭乗の連絡

次の各号に掲げる部外者の搭乗について申請があった場合には、幕僚監部の担当課長は、速やかに内部部局の関係課長に通報するものとし、内部部局との調整を終了したものについて承認等の手続を取るものとする。

- (1) 国会議員が職務上の必要から搭乗する場合の搭乗
- (2) 関係中央官庁職員が職務上の必要から搭乗する場合の搭乗
- (3) 国際儀礼を行う場合の搭乗
- (4) 皇族、政府高官の送迎を行う場合の搭乗
- (5) その他特殊異例な搭乗

訓令第8条第1項（第4号及び第5号の場合を除く。）
に規定する部外者の航空機搭乗承認基準の具体的事例

第1 第1号関係

- (1) 隊員の教育訓練又は教材等の作成を依頼された者が、部隊等へ往復するため特に必要がある場合
- (2) 自衛隊の依頼により気象状況その他の調査に当る者が、航空機に搭乗してその業務を行なうため特に必要がある場合
- (3) 自衛隊施設の建設予定地、所在地又はこれらに隣接する地域の関係者が、当該施設の取得、建設、維持、管理等に関連して他の施設の調査又は視察をするため特に必要がある場合
- (4) 自衛隊の装備品の生産会社の職員が装備品の整備等をするため特に必要がある場合
- (5) 輸送機関の職員が自衛隊との緊急輸送演習に参加するため特に必要がある場合

第2 第2号関係

- (1) 自衛隊の記念行事又は広報行事の一環として体験飛行を行なう場合
- (2) 防衛に関する展示が主体となっている博覧会が開催される時、これに対する協力の一環として体験飛行を行なうことが広報上特に有効と認められる場合
- (3) 自衛隊の行なう夏期航空教室の一環として体験飛行を行なうことが、広報上特に有効と認められる場合
- (4) 報道関係者（雑誌、週刊誌を含む。）が自衛隊に関し取材する場合で、その取材が広報上特に有効と認められ、かつ、特に搭乗を必要とする場合
- (5) 作家、評論家、写真家、画家その他知名人が自衛隊の部隊等を見学する場合で、その見学が広報上特に有効と認められ、かつ、特に搭乗を必要とする場合
- (6) 自衛隊が企画した広報写真、広報映画又は自衛隊の広報上特に有効と認められる写真、映画の撮影のため特に必要がある場合
- (7) 自衛隊が行なう広報行事に参加させる場合等広報上特に部外者を搭乗させる必要がある場合
- (8) 隊員の募集又は就職援護に特に有効と認めれる者に体験搭乗させる場合

第3 第3号関係

- (1) 国会議員が部隊等を調査又は視察するため特に必要がある場合
- (2) 地方公共団体の議員が部隊等の調査又は視察をするため特に必要がある場合
- (3) 関係官公庁職員が部隊等又は施設、装備品等の調査又は視察をするため特に必要がある場合

第4 第6号関係

- (1) 部外講師が隊員に教育を行なうため特に必要がある場合
- (2) 大学教授等が委託学生及び自衛隊奨学生の研修又は指導を行なうため特に必要がある場合
- (3) 自衛隊奨学生が研修のため特に必要がある場合
- (4) 部外医師が隊員の診療を行なうため特に必要がある場合

- (5) 部外者が自衛隊の業務に関連する学会、研究発表会等に参加するため特に必要がある場合
- (6) 部外者が、自衛隊の要請に応じて部隊等の行事又は懇親会に参加するため特に必要がある場合

第5 第7号関係

- (1) 国際儀礼上特に必要がある場合（外国高官、武官の送迎又はこれらの者の行なう部隊等の視察等）
- (2) 皇族、政府高官の送迎のため特に必要がある場合
- (3) 災害対策に関し、自衛隊が関係機関に協力する場合
- (4) 公共の秩序の維持に関し、自衛隊が治安機関に協力する場合
- (5) 学術上の調査研究のうち特に自衛隊が協力する必要がある場合
- (6) 殉職した隊員の遺族が、当該隊員の慰霊祭等に参加する場合
- (7) 防衛省共済組合の業務を遂行するため、特に必要がある場合